

平成26年4月

入札参加資格登録業者、
入札・見積参加業者の皆様

滝川市総務部財政課

滝川市の契約等からの暴力団の排除について

滝川市では、平成26年4月から「滝川市暴力団の排除の推進に関する条例」及び「滝川市競争入札参加等除外措置事務処理要領」が施行され、平成26年3月31日札幌方面滝川警察署と「暴力団の排除に関する協定書」を締結しました。

つきましては、当市発注工事やその他の事務、事業からの暴力団排除を強化するため、下記のとおり取り扱う事となりましたので、条例等の趣旨をご理解いただき入札・契約等にあたりご留意いただきますようお願い致します。

記

1. 滝川市競争入札参加等除外措置事務処理要領別表に該当すると認められる場合、競争入札参加等除外措置を行います。

＊競争入札参加等除外措置の内容

- ①本市が実施する見積合せ、入札等に参加する事はできません。
- ②本市と契約を締結する事はできません。
- ③本市が発注する契約の下請人及び受託者になることはできません。

2. 不当介入の通報義務

市発注する事業等に関し、暴力団関係者から不当要求を受けた場合、所轄の警察署および市に報告をする必要があります。なお必要な報告を怠った場合、競争入札参加等除外措置を行う場合があります。

不当要求により、工期等に遅れが生じる場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行ってください。

以上

(問合せ先)

財政課契約管財係

Tel (0125) 28-8008

滝川市競争入札参加等除外措置事務処理要領 別表（第3条、第9条から第12条まで関係）

措 置 要 件	措 置 期 間
1 次のいずれかに該当すると認められるとき。 （１） 入札等参加資格者の役員等が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。 （２） 暴力団員又は暴力団関係事業者が入札等参加資格者の経営に事実上参加しているとき。	当該認定をした日から24か月までの期間
2 入札等参加資格者又はその役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために暴力団員又は暴力団関係事業者を利用したと認められるとき。	当該認定をした日から12か月（建設工事等に係る契約にあつては、24か月）までの期間
3 入札等参加資格者又はその役員等がいかなる名義及び理由をもつてするかを問わず、暴力団員又は暴力団関係事業者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	当該認定をした日から12か月までの期間
4 入札等参加資格者又はその役員等が暴力団員又は暴力団関係事業者と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から12か月までの期間
5 入札等参加資格者又はその役員等が下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約の締結に際し、前各項のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	当該認定をした日から12か月までの期間
6 入札等参加資格者又はその役員等が暴力団員又は暴力団関係事業者から不当な介入を受けたときに行うべき市への報告又は市の指導に基づく警察への届出について、特別の事情もなく、その報告及び届出を怠ったと認められたとき。	当該認定をした日から12か月までの期間
7 入札等参加資格者が第11条に基づく勧告を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。	当該再度勧告措置を行った日から12か月までの期間

注 既に市と契約等を締結している場合にあつては、「入札等参加資格者」とあるのは、「契約の相手方」と読み替えるものとする。